

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
その翌日)

規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第十四号の項を次のように改める。

十四 園芸作物ネット栽培技術導入資金	耕地一〇アールにつき	三年以内
ピニールネットに茎、つる等を誘引する方法で野菜の栽培を行うために必要な資材の購入に要する資金	二二五、〇〇〇円	

別表第一中第十六号の項を削り、第十七号の項を第十六号の項とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険業剤師の登録
- 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
- 農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託の一部改正
- 農業改良資金の貸付金に係る償還金の徴収及び収納の事務の委託
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(三件)
- 土地改良事業計画の変更の認可(二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平 田 俊 子	鳥業第三二九号	昭和五十年十二月二十二日

鳥取県告示第三百八十四号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和五十一年五月十一日から施行する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第十四号の項を次のように改める。

十四 園芸作物ネ ット栽培技術導 入資金	アーチパイプ、直管、十字金具及 びネット （ながいもの栽培の場合は、サイ ドパイプ、中柱、張コード及びネ ット）	農業者等	四月から五月から 五月まで六月まで
----------------------------	--	------	----------------------

第一技術導入資金の表中第十六号の項を削り、第十七号の項を第十六号の項とする。

鳥取県告示第三百八十五号

昭和四十六年四月鳥取県告示第二百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「美保農業協同組合」、「池田農業協同組合」及び「吉川農業協同組合」を削り、「賀野農業協同組合」を「会見町農業協同組合」に改め、「会見町手間農業協同組合」、「大山農業協同組合」及び「庄内農業協同組合」を削る。

鳥取県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、農業改良資金の貸付金に係る償還金の徴収及び収納の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託したので、同令同条第二項の規定

により告示する。

なお、昭和三十九年八月鳥取県告示第四百八十八号（農業改良資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託について）は、廃止する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字大河原字鍵掛一五三一の二九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

鳥取県告示第三百八十八号

昭和五十一年二月二十三日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（片柴地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年五月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

昭和五十一年三月八日付けで北条町から申請のあつた土地改良（米里地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年五月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（東宇塚地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十一号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（市瀬地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十二号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（河津原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十三号

那家町から申請のあつた町営土地改良（花原地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（畑池地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百九十五号

昭和五十一年三月三十日付けで東伯町から申請のあつた赤松地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年五月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十六号

昭和五十一年三月三十日付けで東伯町から申請のあつた笠田地区の換地計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十三条の四第二項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

変更換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年五月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年十月二十三日 鳥取県指令受都計第五百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字奥大谷、下堀岨裏及び大谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社 山根産業

代表取締役 山根由穂

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十一号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第三条第六項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十年十二月鳥取県条例第四十三号)附則第十項の規定を除くものとする。

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「の左欄」を削る。

附則第七項各号列記以外の部分中「の左欄」を削り、同項第二号中「昭和五十一年十月一日、昭和五十二年一月一日又は同年四月一日」を「昭和五十一年四月一日又は同年七月一日」に改め、「の右欄」を削る。

附則第八項中「第五項まで及び第六項」を「第六項まで」に改める。附則第九項を次のように改める。

9 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月高を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額(以下「旧号給等」という。)に対応する附則別表第四最高号給等職員の切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

附則第十一項中「この規則の施行の日の前日」を「昭和五十一年五月十日」に改める。

附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十二項とし、附則第十四項を附則第十三項とする。

附則別表第三を次のように改める。

附則別表第三

特定の号給の切替表

旧 号 給		新 号 給		期間	暫定給料月額
1 等級	7	2 等級	7	12 ^月	74,100 ^円
	15		15	12	105,600
	20		20	12	131,100
2 等級	5	3 等級	5	12	62,400
	13		13	12	80,500
	19		19	12	105,600

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年十月一日から適用する。